

これでいいのが

男性は昨年夏まで福井市の生活保護を受けていた。50代半ば。ようやく見つけた仕事は重く20分近い布地の束を整理する作業。学生時代に柔道で鍛えた体も悲鳴を上げた。まず手首、次に腰、ひじ。今月に退職した。手取りは残業代を入れても11〜15万円程度だった。それに対して医療費は月々約1万5千円。もっと悪くなったらもう払えない。すぐ辞めるのは情じないが、若いころのようにはいかならない。

男性は40歳で自動車ディーラーを辞め、派遣の仕事をした。3年前に派遣切りにあい、完済間近の住宅ローンが払えず家を売却。妻と離婚し、人の娘とも離ればなれになった。生活保護はその後、約1年半受給した。「医療費がかかる分、生活保護のころより生活は苦しくなった。でもあの生活には戻りたくない。やっぱり汗を流して働く方がいい」と男性。婚期を迎えた娘たちに、無職の自分が悪影響となることも恐れている。

厚生労働省のまとめでは、本県では昨夏時点で最低賃金(時給680円)で働いても、生活保護に比べ多く稼げる計算になっている。ただ時給にして、わずか88円上回るだけ。働いても勤務条件が悪いと、生活保護と変わらないのが現状だ。

「実際、最低賃金の求人もある」とハローワーク福井の担当者。管内(福

少ない求人 条件悪く

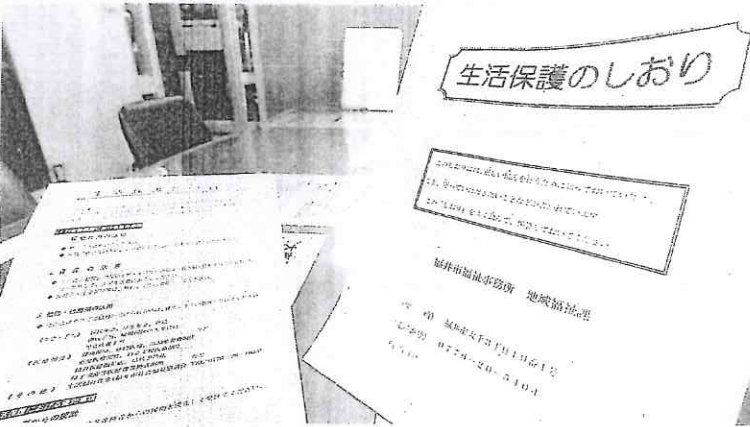
井市、永平寺町、旧春江町の正社員の求人倍率は0.87倍(5月時点)。55歳以上に限ると一層厳しく、0.66倍と推計されている。「求人は若年層が中心。年配者は競争に負け、条件が悪くなりがち」という。

男性は今年こそ、年金受給まで続けられる仕事を望んでいる。一確率は半々。恥ずかしくても面接でしっかり条件を確認するしかない」と話す。

生活保護費約130万円を福井市から不正に受けたとして16日、男(60)が再逮捕された。市地域福祉課によると、男は無職のときに保護を受けそ

生活保護 年重ね再び働けるか

の後に就労。市に伝えてはいたものの、収入を少なく申告していた。男への訪問調査は、抜



行政、不正受給には監視

見は難しい」という。同課は「これまでの不正」は年金支給開始後に申告を忘れていたケースや、数日間のアルバイトを申告しなかったケースなど。悪意のあるケースはなかったと困惑する。ケースワーカーは1人で100世帯以上を担当しており、訪問調査を増やすのも難しいという。面談の際に生活指導を徹底し、不正に対しては警察との連携も視野に入れる」とした。

県全体を見ると、不正申請などの不正受給は2010年度に56件(約2972万円)、前年度の1.6倍発生した。保護世帯に占める割合は2.1%となった。

保護費のうち6割が医療扶助費で、同市では不適正な支出を防ぐために診療報酬明細書(レセプト)を点検。不自然に多く医療機関にかかっているか、転売可能な薬を多く受け取っていないかなどを調べている。症状が疑わしい場合に、指定医療機関で稼働能力などを調べる「検査命令」は10年度8件出した。

先月、北陸生活保護支援ネットワーク福井が行った電話相談「生活保護緊急ダイヤル」。1回線のみだったにもかかわらず19件の相談が寄せられた。同ネットワーク事務局長の海道宏実弁護士は「全国の相談総数(383件)に比べ、予想外に多かった」と話す。

受給者全体に向けられる非難の目について「不正は根絶されるべきだが、全体から見ると数はわずか」とし、非難が強まることで困窮者が保護申請を控えないかを心配する。「生活保護は生きるために認められた権利。必要ときには頼るべきだ」と訴えた。(柴田裕介)

(柴田裕介)